

教育課程及び教育活動

●教育課程

(1) 教育課程編成の基本方針

- ① 学校教育法第77条に基づき、知的障害及び肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学校の教育課程を編成する。
- ② 教育課程に関する関係法及び学習指導要領に基づき、児童生徒一人一人の「生きる力」を培う教育課程を編成する。
- ③ 本校の学校教育目標及び学部目標に基づき、本校児童生徒の教育的ニーズや実態（発達段階、能力、特性等）に即して、系統性・一貫性のある教育課程を編成する。
- ④ 保護者の願いや地域社会の特性を生かした教育課程を編成する。
- ⑤ 教育活動全般における評価や学校評価等の結果を生かした教育課程を編成する。

(2) 教育課程の構造図

